「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会(第4回) 議事録

1. 開催日時:令和3年6月25日(金)15:30~16:13

2. 場 所: We b 会議

3. 出席者:(敬称略)

(構成員)

村井 純 慶應義塾大学 教授(座長)

大谷 和子 (株) 日本総合研究所 執行役員

徳田 英幸 国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授

(総務省)

新谷 正義 総務副大臣

竹村 晃一 大臣官房総括審議官(情報通信担当)

辺見 聡 大臣官房審議官(情報流通行政局担当)

豊嶋 基暢 情報流通行政局 情報通信政策課長

佐伯 宜昭 情報流通行政局 情報通信政策課 調査官

前田京太郎 情報流通行政局 情報通信政策課 統括補佐

岡本 健太 情報流通行政局 情報通信政策課 課長補佐

4. 議事

4. 1 開会

○村井座長

本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより「ポストコロナ時代」におけるデジタル活用に関する懇談会の第4回の会合を開催いたします。

本日も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、前回会合に引き続きまして、対面で

の会議でなく、ウェブ会議で開催しています。本日は、柳川構成員が御都合により御欠席と 伺っております。

まず初めに、事務局からウェブ会議の進行上の留意事項をお願いいたします。

○岡本課長補佐

事務局でございます。構成員の皆様に、ウェブ会議の進行上の注意点を4点申し上げます。 1点目ですが、資料はウェブ会議の画面上に表示いたしますが、システム環境の問題等で、 資料共有ができない構成員の皆様におきましては、PC等で別途開いていただいたファイ ルを御確認いただきますようお願いいたします。

2点目ですが、議論の活性化のため、カメラは常にオンにしていただきますようお願いいたします。なお、ハウリングの防止等のため、発言時以外は、マイクをそれぞれオフにしていただきますようお願いいたします。

3点目ですが、意見交換等で構成員の皆様が発言を御希望される場合には、チャット欄に、 あらかじめその旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。

4点目ですが、発言希望者につきましては、村井座長から順次御指名いただきますので、 御発言時にはマイクをオンにし、最初にお名前をおっしゃっていただいてから、御発言いた だきますようお願いいたします。注意事項は以上になります。

○村井座長

ありがとうございます。

4. 2 議事

(1)報告書(案)に対する意見募集結果について

それでは、議事に入りたいと思います。

報告書(案)の中で、皆様から前回議論していただいたことを反映したバージョンを、一任された私と事務局で完成させて、意見募集をいたしました。

今日は、この意見募集に対して提出された意見を皆様と共有し、提出された意見に対する答え方、本懇談会の考え方の案を事務局に作成していただきました。本日の目的は、それを確認していただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○佐伯調査官

事務局でございます。それでは、資料1及び資料2について御説明させていただきます。

まず資料1でございます。先ほど村井座長より御紹介いただきましたように、意見募集を令和3年5月29日から6月18日まで行っております。意見提出件数は10件で、法人団体から5件及び個人から5件ございました。その他、案と無関係と判断される御意見を7件ほど承っておりますが、そちらは割愛させていただきます。法人の提出者につきましては、NPO法人1件、一般社団法人1件、企業ではNEC、楽天モバイル、KDDIの3件からございました。

続きまして2ページ目でございます。報告書(案)に対する主な意見及びそれに対する考え方という形で御説明させていただきます。

まず、一番左側のナンバーに沿って御説明させていただきます。No. 1 は、全体に対する意見で、新型コロナ感染症拡大の影響による社会の抜本的変化に対応し、経済発展と社会課題解決を両立させていくために、Society5.0~の変革が急務となっているという前提で、報告書(案)の考えに賛同するという御意見でございます。なお、需要面においては、デジタル活用支援推進事業等のさらなる拡充を期待するとともに、例えば行政と国民の身近な接点である行政発行物のデジタル化等も有効という形で、御意見頂いております。

これに対する考え方といたしまして、基本的に賛同の御意見として承ります。頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えますという形で、返させていただいております。

続きまして「はじめに」のNo. 2 でございます。いわゆるビッグ・テックは慣例に従い、GAFAMと表記されるべきではないかという御意見がございましたので、こちらについては、GAFA以外の巨大デジタル企業も含める趣旨で「GAFAをはじめとする」としているため、原案のとおりとさせていただいております。

続きましてNo. 3、第1章の検討の背景と現状のところでございます。総務省が所管する制度に属する団体のみならず、広く情報通信分野に関するものを含め、広い視野を持って施策を進める必要があり、資格者である情報処理安全確保支援士の団体に対して、ヒアリングの対象としないことは不適切ではないか、また情報セキュリティを推進するための情報処理安全確保支援士といった人材の確保という形で報告書を変更することが望ましい、ということで、こちらの一般社団法人情報処理安全確保支援士会という業界団体から御意見頂いております。

こちら、御指摘の件については、「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおり、他の主体による施策との連携も考慮していること、またサイバーセキュリティ

を「これらを実現するための組織能力の向上等」に含めて考えていること、第2章2.3に おいてサイバーセキュリティの確保について記載していること、それから本報告書(案)は 特定の資格制度を前提とするものではないことから、原案のとおりとさせていただいてお ります。その上で、頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えま すという形で返しております。

続きまして、第2章の今後講ずべき取組の2.1の課題背景のNo.4でございます。デジタル人材の育成においては、DXの中心となるAIエンジニアの育成が重要になる。現在は大企業を中心に活用が進んでいるが、人材不足もあり、中小企業や地方の企業にまでAIの活用が進んでいる状況ではないという御意見でございます。

これに対しては、本報告書(案)では需要面におけるDX推進の観点から、「働く人全てが各々の仕事やレベルに応じてデジタル活用による課題解決を可能とするような「デジタルコンピテンシー」を身につける方策などを講ずるとともに、高度なデジタル人材を有するデジタル企業と連携し、効果的かつ円滑にデジタル技術を実装・活用するための仕組みを構築することが必要」と考えているため、頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えますと、返しているところでございます。

続きまして、No. 5 でございます。国民一人一人の幸福な生活の実現や、経済回復の原動力に資することが重要となるDX時代においても、取り残される方が生じないよう、対面での説明・相談を希望される方々に対するご案内・窓口機能の提供が関連事業者に期待されていると認識していて、楽天モバイルグループと、日本郵政グループとの間で、国民生活における一層の利便性の向上、地域社会への貢献等を目的に資本業務提携を行い、その一環として、携帯ショップや郵便局等において、スマホ教室における講座の種類や数を拡充し、今後も、高齢者に寄り添ったデジタル活用支援を行ってまいります、という御意見でございます。こちら、基本的に賛同の御意見として承りますとしております。

No. 6 でございます。人材育成のためには、従来の地域 I C T 等で実施してきたプログラミング教育を発展させ、誰もが気軽にA I のスキルを学べる仕組み作りも必要なのではないか、A I の基礎からプログラミングまでの教育コンテンツの拡充や、オンラインセミナーの活用等、各々のニーズやレベルに応じた多様な教育の機会の提供、それから気軽にA I を学べる場として、N P O 法人を活用できる政策にも期待するというような形で、頂いております。頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えますとしております。

No. 7でございます。こちらも先ほど申し上げた、情報処理安全確保支援士会でございます。人材に関する事業については、各省庁及び関連機関が各々手がけるのではなく、IPAに一本化して推進し、総務省が独自に施策を手がけることはやめ、IPAの展開する施策を支援することを明確に記載すべき、その上でIPAが中心となって作成しているITSS等のデジタル活用を実施する側の人材を確保するための人材育成、デジタル支援の実施ガイドラインの作成といった取組に係る記載に変更することが望ましいという御意見を頂いております。

こちらも、先ほどと似た形になりますが、「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と 記載しているとおり、他の主体による施策との連携も考慮していることから、原案のとおり としているところでございます。今後の施策を推進する上での参考になるものと考えてお りますとさせていただいております。

No. 8 でございます。こちらも情報処理安全確保支援士会からの御意見でございます。総務省が各自治体に対して、I P A の事業を支援するように呼びかけることや、自治体内で、情報処理安全確保支援士の地域 S E C U N I T Y活動推進のために必要となる抜擢制度の整備といった支援事業を方針として明確化すべき。県及び政令市に情報処理安全確保支援士であることを要件とする、副首長級または局長級のデジタル化推進担当監の設置といった、環境整備を行うことが求められると変更することが望ましいと、こういう修文意見が来ております。

こちらも考え方として、「従来の縦割りを排し政府一体となって」と記載しているとおり、 他の主体による施策との連携も考慮していること、それから、報告書(案)では「ライフス テージのそれぞれの段階において必要な支援が行われることなどが重要」と考えているこ と、また、特定の資格制度を前提とするものではないことから、原案のとおりという形で返 しております。

No. 9でございます。こちらも情報処理安全確保支援士会からでございます。デジタルリテラシー共有の仕組み構築に各自治体が積極的に関与するように、情報処理安全確保支援士を任命要件とした、CISOやCDOを設置した自治体に対する交付金措置を講じることで、地方自治体における、地域SECUNITYの構築と地域コミュニティーの活性化が期待できることから、総務省が主体となって強力に推進すべき、と変更することが望ましいという御意見でございます。

こちらも、本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないため、原案のとお

りというような形で返させていただいております。

それから、No. 10でございます。偽情報や誤情報について、まずは、マスメディアのファクトチェックが必要ではないかという御意見を頂いております。こちら、報告書(案)の中でも、メディアによるファクトチェックの取組の推進というような文言がございますので、頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます、とさせていただいております。

続きまして、おめくりいただきまして、6ページ目の2.2企業・行政等のデジタル変革の推進、No.11でございます。企業・行政等のデジタル改革の推進とあるが、この企業・行政を同列に論じることは、「課題・背景」の認識としては誤っており、特に行政分野に関し、行政リソースを集中して早急な改革の実施が必要であり、よって現場を持つ組織は、働く人がおのおのの仕事やレベルに応じて、デジタル活用による課題解決を可能とするような「デジタルコンピテンシー」を、IPAが定めたITSS等を参考として身につける方策を講ずるとともに・・・、というような形で修文することが望ましい、というような御意見でございます。

こちら、他の主体による施策の連携も考慮していることや、行政組織においてもデジタル 変革を進めるべきであると記載していること、それから企業・行政等と記載しているのは、 あらゆる組織におけるデジタル変革を進める必要があるという趣旨で記載していることか ら、原案のとおりという形でさせていただいております。

No. 12でございます。 e KYCの安全・信頼性の確保及び e KYC活用のユースケースの拡大の部分でございます。米国における電子認証についてのガイドラインである、NISTのSP800-63等を参考に、e KYCが活用される各用途に応じて、保証レベルを整理することも必要。また、個人情報や機微情報の保存有無、これらデータのAI学習等への活用有無を一覧化して公開する仕組みを整理することで、社会でより安心して e KYCを使うことが望まれるというような御意見を頂いております。

こちらは、基本的に賛同の御意見として承っておりまして、今後の施策を推進する上での 参考になるものと考えます、と返しております。

No. 13でございます。こちら情報処理安全確保支援士会からでございますが、地方公共団体において、免許資格者、これは情報処理安全確保支援士のことだと思いますが、その登用・抜擢・育成から始めることが必要ではないかと考えるということで、地方自治体職員で、この支援士等高度情報処理技術者である者について、デジタル庁との兼務による県及び政令

市の副首長・局長級職員となるべき抜擢人事を直ちに行う、中長期における地方自治体のデジタル人材の確保等に関する計画の立案を行うとともに、将来的に県及び政令市の副首長・局長級職員として、デジタル化を強力に推進するCISO・CDOとする体制に、必要な体制を検討させることと修文すべきである、というような御意見でございます。

こちらも、他の主体による政策との連携も考慮していることや、行政組織においてデジタル変革を進めるべきであると記載していること、あらゆる組織におけるデジタル変革を進める必要があるという趣旨で記載していること、特定の資格制度を前提とするものではないということから、原案のとおりとしております。

No. 14でございます。こちら複数の意見が混じっておりますが、主にデジタル人材の確保について困難であろうという中で、デジタル人材を評価する人がいなかったり、あるいはデジタル人材の評価・処遇、それから人材を育成する機関がなかったりするということで書いているところでございます。頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるとともに、デジタル人材の確保については、求められる人材の専門的スキルを証明するための認定スキームや当該スキルの獲得・維持に必要な研修制度等の仕組み、必要な専門性を満たす人材をマッチングできる仕組み、それぞれの組織におけるデジタル人材の活用・位置付けの在り方等のベストプラクティスの共有などについて、具体的方策を検討するための場が必要と考えているところでございます。

No. 15でございます。データ連携を促進する取組について、個人情報保護法の23条2項によるオプトアウトは例外措置であるので、例外を前提とした記述は、法の趣旨に反して不適切ではないかという形で、御意見を頂いております。こちらにいたしましては、御指摘の箇所については、個人情報その他のパーソナルデータ以外のデータも含んでいることや、例示において「パーソナルデータの流通・活用」についても、「本人関与の下」というように記載しており、個人情報保護法の原則を前提としていることから、原案のとおりとさせていただいております。

続きまして、No.16からが安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保でございます。

No. 16でございますが、通信事業者が提供する「回線」のセキュリティと同等以上に、より上位のレイヤーを俯瞰したセキュリティ確保が重要という形で、先ほどの団体である情報処理安全確保支援士会でございますが、「情報処理安全確保支援士といった」サイバーセキュリティの確保に必要な「能力が国家資格により担保された」人材を「必置化」することも急務、と変更することが望ましい、という御意見を頂いております。

こちらは、セキュリティについては、様々な資格制度やカリキュラムが存在すること、それから、それぞれの組織によって必要となる人材の能力も区々であること、それから報告書 (案)の内容は、特定の資格制度を前提とするものではないから、広く「サイバーセキュリティ人材」としているため、原案のとおりとさせていただいております。

続きまして、No. 17でございます。同じく、サイバーセキュリティの関係でございますが、No. 17は情報セキュリティに関する最新の知見を、国によって担保されている情報処理安全確保支援士の活用を大前提とした方針の策定が必要、よってセキュリティガイドライン等の普及促進という中では、「テレワーク等のセキュリティに関するガイドラインの普及を、各自治体に情報処理安全確保支援士であるCISOまたはCBOを設置し、その者が主体となって促進するべき」と修文するように、という御意見を頂いております。

こちらは、特定の資格制度を前提とするものではないため、原案のとおりという形でして おります。

No. 18でございます。人材育成においては、IPAが策定したITSS+に従って推進することや、IPAが認定した、情報処理安全確保支援士を活用することを前提とする必要があるため、セキュリティ領域に基づくサイバーセキュリティ人材の育成基盤を構築し、産官学の結節点として開放するとともに、「情報処理安全確保支援士といった」人材を訓練する場やプログラムを構築することが求められるという形で変更するべき、という御意見を頂いております。

こちらも、他の主体による施策との連携も考慮していることや、この本報告書(案)は、 特定の資格制度を前提とするものではないこと、それから、官により人材育成基盤が構築され、それを「産学の結節点として開放する」ものであることから、原案のとおりとするとさせていただいております。

No. 19でございます。こちらも情報処理安全確保支援士会でございますが、単に「サイバーセキュリティ人材」と表記していることが、非常に残念であり、「サイバーセキュリティ人材」という抽象的な存在について、その能力と責任を明確に定めた、「情報処理安全確保支援士」という国家資格者が存在しているのであるから、今後のガイドライン等の作成においては、「情報処理安全確保支援士」という存在を、積極的に用いることを認識していただく必要があるという御意見でございます。

こちらにつきましては、指摘している資格制度については承知しているものの、サイバー セキュリティについては、様々な資格制度やカリキュラムが存在すること、それぞれの組織 によって必要となる人材の能力も区々であること、また、報告書(案)は特定の資格制度を 前提とするものではないことから、広く「サイバーセキュリティ人材」としているため、原 案のとおりという形にさせていただいております。

続きまして、No. 20でございます。社会全体のデジタル変革を推進するためには、環境の整備はもとより、利用者のリテラシー向上のための啓発や支援等、一体的な取組が必要で、その意味で本報告書(案)のデジタル政策の基本的な方向性に賛成いたしますという形でございます。

一方で、具体的施策については十分ではないのではないか、「安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保」の項においては、青少年フィルタリングやアクセス警告、ブロッキング 等による対策についても明示いただくことを希望する、という形で書いております。

本報告書(案)では、その中で「信頼性が高く有用な情報が流通する安心・安全な情報環境を整備する」と記載しているところでございます。そのため、頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます、とさせていただいております。

No. 21でございます。セキュリティについての重視があまり見られないのが気になる、国内事業者が取り扱う電子メールについて、その送受信がTLSにより暗号化されるように施策及びその実施を行っていただきたい、という御意見を頂いております。こちらは、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えますとさせていただいております。

12ページ、No. 22でございます。ブロードバンドの整備状況の地域格差や大規模災害等の発生に備えるため、衛星コンステレーションの活用が有益であり、情報処理安全確保支援士をCISOまたはCDOとして設置した自治体を対象として、衛星コンステレーションサービスの実証実験や、早期導入に必要な費用を交付金措置等により支援することで、実証実験を推進するというように修文すべき、という形でございますので、御指摘の点については、「電波の有効利用に向けて国際的な動向やニーズを踏まえ」ることや、「必要な周波数帯域の確保」を行うことに含めているため、原案のとおりとさせていただいております。

それからNo. 23でございますが、「有限希少な電波の有効活用に向けて」、「必要な周波数帯域の確保に取り組むことが求められる」とする方向性に賛同、高周波数帯の開拓やダイナミック周波数共用の推進に加え、認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、比較審査で周波数を再割当てする仕組みを導入することで、固定化に対応することも重要、という御意見を頂いております。

こちらは基本的に賛同の御意見として、頂いた御意見は今後の施策を推進する上での参

考になるものと考えます、とさせていただきます。

No. 24でございます。通信サービス・ネットワークの安心・安全を実現するためには、情報処理安全確保支援士の必置も併せて推進していく必要があるということで、「新たに情報処理安全確保支援士を必置化することによる」電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策、という形で修文することが望ましい、という御意見でございます。

こちら、特定の資格制度を前提とするものではないため、原案のとおりとさせていただい ております。

以上、駆け足で説明させていただきましたが、こちら、冒頭申し上げたとおり10件、24個に分類いたしましたコメントと、それに対する考え方を説明させていただきました。こちら、直接的に提出意見を踏まえた案の修正はございませんが、資料2で意見募集にかけたもののうち、こちらの事務局で、少し用字のチェック等々を行いまして、日本語上の意味について、多少の修正を行ったものが資料2でございます。

また参考資料は、これまで頂きました懇談会における主な意見ということで、前回の会合でも参考資料とさせていただいておりますが、前回5月の会合で頂いた御意見を、前回お示ししたバージョンに幾つか追加する形で反映しております。

例えば、デジタルコンピテンシーの話が前回ございましたので、具体的には9ページになりますが、先生方の御意見を付記させていただいております。それ以外に何点か、(第3回) というような形で、先生方のお名前と会合の番号をつけているところのみ変更箇所となっているところでございます。

事務局からの説明は以上になります。

(2) 意見交換

○村井座長

ありがとうございました。今御説明していただいたように、基本的には前回構成員の方から頂いた御意見は反映されていると思っております。また、パブリックコメントに関しては、 先ほど丁寧に御説明いただいたような対応の通り、具体的に修正が必要な箇所は特には認められないという結果でございます。

それでは、今の説明に関する御意見を伺おうかと思います。4名の方にお伺いできるということで、どなたからでも結構です。どうぞ順番に、発言の用意ができた方から発言をしてください。

○森川構成員

それでは、森川からよろしいですか。

○村井座長

よろしくお願いします。

○森川構成員

ありがとうございます。パブコメに対する答え方は、特に違和感等ございません。今回の報告書も、かなりスペクトラムが広い、いろいろなものをまとめていただいておられ、すばらしいと思います。 2つだけお話をさせてください。

報告書の中にも、ニュアンスとしては入れていただいていますが、デジタル人材という言葉が、いろいろなレベルのデジタル人材というのがあり、最先端のデジタル人材から、日本国民全員が入ったデジタル人材と、いろいろなレイヤーがあると思っておりまして、日本国民全体がデジタル人材というレイヤーも大切だと思っております。どういうことかというと、DXには大きく事業創出型のDXと、業務変革型のDXの2つに分けられるかもしれませんが、どちらも結局、仕事している方は関係してきますので、どの方も、仕事をしているのであればデジタル人材だとする。そういう意識を浸透していただけると、デジタルは草の根的にも浸透していくというのが1点目になります。

2つ目。いろいろな項目を挙げていただいておりますが、中には産業政策的な項目があります。これは当たり前ですが、産業が元気にならないと国も元気にならないので、ぜひしっかりと産業というものを考えていただきたいというお願いになります。問題は、どうすればいいのかが分からないことでして、昭和のような直線状なリニア型の時代ではなく、不確実性が高い時代に入ってきていますので、いろいろな仕組みも試行錯誤しながら、とにかくいろいろなことをフットワーク軽くやっていくというスタンスが重要なのかと感じております。

2点ほど、感想になります。ありがとうございます。

○村井座長

ありがとうございました。大変貴重な御意見だと思いますし、全くそのとおりだと思いま した。

そのほかの方、いかがでしょうか。どちらからでも、どうぞ。徳田構成員、お願いします。

○徳田構成員

徳田です。まず事務局のコメントですが、非常にうまくハンドリングしていただいて、非

常に丁寧に一つ一つ返していただけたのはよかったと思っています。

それから報告書ですが、前回村井座長から、デジタルコンピテンシーという言葉が出ましたが、ワンステップ先に行く上でのいいキーワードかと思います。私個人としては、リテラシーまでだと、なかなかデジタルトランスフォーメーションは進まないので、一般的なメディアリテラシーや、ITリテラシーというところは、次のレベルへ進むキーワードで、これが今回の報告書、先ほど8ページはじめ、13ページにもいろいろ出てきておりまして、特に私が気になっているのは、地方の自治体や中小企業です。

これも報告書に書いていただいているので問題ないのですが、コメントの中にあった具体的な施策で、どうトレーニングを提供していくかでうまく行なわないと、特に中小企業の方たちはまだリテラシーをグリップするぐらいの状況なので、実際のビジネスモデルをどう変えていこうか、またデジタルトランスフォーメーションに向かって、どういうところを変えていけばいいか、問題解決にデジタル技術を使いこなすところまでまだ到達していないと思います。ですからそれをうまく幾つか具体的な方策に落とし込めれば、まとめていただいた報告書が非常に役に立つのではないかと思っています。

○村井座長

ありがとうございます。前回様々な形で議論していただいた貴重なことを報告書に落と し込むことができたのは、皆様のおかげだと思います。ありがとうございます。それでは次、 いかがでしょうか。

○長田構成員

では、長田からお願いします。

○村井座長

長田構成員お願いいたします。

○長田構成員

本当にありがとうございました。いい報告書だと思いますし、パブコメの返しも的確だと思っています。最後のお願いみたいになりますけれども、これから先のことを考えれば、報告書の施策にも実現していくのがなかなか大変なことが多々あると思いますけれども、縦割りのない国として、みんなのために頑張れるよう、総務省は役割をぜひ果たしていっていただきたいと思いますし、現実的な課題がたくさん出てくる中で、それぞれの立場の方々に寄り添って、解決策を一緒に探していけるようになるといいと思っています。以上です。

○村井座長

ありがとうございます。縦割りを排してということは、今回の報告書でも随分言及されており、先ほどのパブコメに対する対応も、そこがいいという部分もありますので、大変重要な概念だと思います。ありがとうございます。

それでは、大谷構成員お願いしいます。

○大谷構成員

大谷です。これまで議論に関わらせていただきまして、ありがとうございました。パブコメ返しについても、特に異論がないところです。専門家の集団にも、こうして関心を持っていただけたということにも意義があったのではないかと思います。

報告書について、今回、DXが一つのテーマだと思っており、DXについて考え方を整理することができたのではないかと、感想めいたものですが思っています。通常、DXといいますと、企業の目線では、無駄を省く、生産性の向上、データの利活用によって企業価値を高める等、少し型にはまったステレオタイプのゴールを目指しがちではないかと思っております。

ただもちろん、生産性の向上や、データの利活用による新たな企業価値の創出等に取り組む意義は、決して小さくないと思っておりますので、懸命に個々の企業が工夫していただくことが基本だと思いますけれども、そのような工夫というのは、どうしても部分最適になりやすいとも思っているわけです。

「ポストコロナ」というキーワードで、これからの目指すべきデジタル社会がどうあるべきかを考えたときには、そういった部分最適の単なる集合体ではなく、その先にあるDXの恩恵を受け得る全ての主体にとっての価値を追求していくことが必要だということを、需要面にスポットライトを当ててまとめたということで、そのような目線を感じる報告書になっている点に、事務局と座長の苦心を感じ取ることができると思っております。

現在、様々な意味で格差が悪影響を及ぼしておりますので、デジタルには格差を広げてしまう側面もどうしてもありますが、うまく使えば、格差を埋める側面があるということに、 希望を持つことができると思います。

今回、利害関係を持つ人が少なかったせいか、意見募集に応じてくださる方が少なかった とは思いますが、せっかくの報告書ですので、広く皆様に伝わっていくような形になるよう なことを、さらにお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○村井座長

ありがとうございます。構成員の方々から大変貴重な御意見を頂きました。私も座長の立

場ではございますが、今の皆様の御意見、大変重要だと思いますし、何より、DXを考えたときに、総務省の役割を、従来の役割と言われたことだけではなく、ほかの役所や機能と協調して行っていかなければならない。また、先ほど産業の面を構成員の方から御指摘いただきましたが、そのことをきちんと、この報告書の中に何とか盛り込むことができたのではないかと思います。これも、構成員の方々の御協力と事務局の方の御尽力ではないかと思います。私からも感謝をさせていただきたいと思います。

もし、ここで何かございませんでしたら、本会合をもって懇談会は一段落することになります。何か最後に、これだけは言っておかないと気が済まないということがあったら、ぜひ言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、これで懇談会は一段落ということで、進めさせていただきたいと思います。構成員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは本日、新谷総務副大臣から御挨拶を頂けるということでございますので、副大臣 の御挨拶を頂いてよろしいでしょうか。

(3) 副大臣御挨拶

○新谷総務副大臣

ありがとうございます。総務副大臣の新谷でございます。皆様、本日は本当にありがとう ございました。

このたび、閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。まず、本懇談会の構成員の皆様には、昨年10月からこれまで計4回、さらにワーキンググループでは10回にわたり、これからの時代のデジタル活用について、多角的な視点から闊達な御議論をいただいておるところでございます。そして本日、報告書の取りまとめに至ったことについて、心から感謝を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、我が国の様々な分野で、デジタル 化への遅れが指摘されているところでございます。デジタル技術やサービスを平時から積 極的に活用することにより、感染症拡大や災害などの緊急時への備えや、今後の新たな日常 の確立と、経済再生あるいは地域活性化の実現につなげることが重要だと考えてございま す。

総務省としましても、本年9月に発足予定のデジタル庁などと連携し、組織の縦割りを排 し、本報告書でおまとめいただいた内容を政府一体となって推進してまいりたいと考えて

ございます。

全ての国民がデジタル活用のメリットを享受できる社会の実現に向けて、より一層デジタル政策を進めてまいることをお誓い申し上げまして、私から閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○村井座長

ありがとうございました。それでは、今後の連絡等々で、事務局からの御報告をお願いい たします。

4. 3 閉会

○岡本課長補佐

事務局でございます。報告書につきましては、速やかに公表の手続を進めることといたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○村井座長

それでは皆様、長い間どうもありがとうございました。先ほど副大臣がおっしゃったように、2021年は何と20年ぶりに高度情報通信社会基本法の改正が9月1日に行われるということで、この国全体のデジタル分野の新しい基本法に基づいた新しい出発をする、大変重要なところだと思います。構成員の皆様も、それぞれの専門性の中で力強くこれに取り組んでいかれることと思いますので、私も微力ながら皆様と御一緒できることを大変楽しみにしています。

それでは改めまして、今回の会合、「ポストコロナ時代」におけるデジタル活用に関する 懇談会への参加、本当にありがとうございました。それでは、本会をこれで閉会いたします。 どうもありがとうございました。